平成30年度　県央県南クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録

１．処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（1）種類：　　可燃ごみ（家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物）

（2）処理量

号　　炉	単位/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	t	2,360.74	4,049.50	3,859.77	3,730.76	1,029.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		15,030.53
2号炉	t	1,552.61	0.00	0.00	0.00	2,087.93	3,699.79	3,361.91	2,703.80	3,686.31	3,837.20	2,186.37		23,115.92
3号炉	t	852.05	3,805.68	3,547.35	3,848.08	3,374.59	3,780.80	3,385.87	2,740.93	3,924.80	3,901.79	2,303.01		35,464.95
合　計	t	4,765.40	7,855.18	7,407.12	7,578.84	6,492.28	7,480.59	6,747.78	5,444.73	7,611.11	7,738.99	4,489.38		73,611.40

２．改質設備内のガスの温度及び除去設備に流入する改質ガスの温度

（1）改質設備内のガスの温度測定位置、測定月、測定温度（連続測定の月平均値）

測定位置：炉頂ガス温度

号　　炉	単位/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
1号炉	℃	853	1,242	1,241	1,194	381	34	30	30	30	30	30		463
2号炉	℃	568	32	32	32	757	1,241	1,131	882	1,258	1,255	851		731
3号炉	℃	306	1,251	1,201	1,211	1,100	1,218	1,121	1,024	1,216	1,204	831		1,062

（2）除去設備に流入する改質ガスの温度測定位置、測定月、測定温度（連続測定の月平均値）

測定位置：急冷塔出側ガス温度

号　　炉	単位/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
1号炉	℃	58	73	75	76	48	34	30	24	25	24	21		44
2号炉	℃	47	32	34	37	60	75	71	59	76	79	59		57
3号炉	℃	34	64	63	64	62	65	60	51	65	65	51		59

３．冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去をした日

（1）冷却設備にたい積したばいじんを除去をした日

冷却設備名：	急冷塔				酸洗浄塔		
号　　炉	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
1号炉	H30.4.19-21	H30.12.4			H30.9.14		
2号炉	H30.7.25				H30.5.17	H31.2.15-20	
3号炉							

（2）除去設備にたい積したばいじんを除去をした日

除去設備名：	アルカリ洗浄塔		脱硫洗浄塔					
号　　炉	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
1号炉	H30.9.15		H30.4.16-17	H30.7.20	H30.9.5			
2号炉	H30.5.18		H30.4.18-19	H30.8.20	H30.11.1	H30.12.26	H31.2.15-16	
3号炉			H30.6.26	H30.10.4	H30.11.1	H30.12.27	H31.2.18-19	

共通系			
設備名	年月日	年月日	年月日
精密除じん機	H30.4.16-20	H30.11.1-5	
除じん沈殿槽	H30.11.6		

４．除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素等）濃度の測定結果（$O_2$１２%換算）

（1）ダイオキシン類の濃度測定に係る測定位置、採取・結果日、測定結果（年2回）

測定位置	単位	法規制値	協定値	採取年月日	結果年月日	測定結果
除去設備出口（除湿塔出口）	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	H30.5.16	H30.6.15	0.00054
				H30.10.3	H30.11.1	0.0000011

測定位置	単位	法規制値	協定値	採取年月日	結果年月日	測定結果
No.1ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	H30.5.15	H30.6.15	0.00023
No.2ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N			H30.5.15	H30.6.15	0.0000052
No.3ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N			H30.5.16	H30.6.15	0.0000054
No.4ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N			H30.5.18	H30.6.15	0.00000015
No.5ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N			H30.5.17	H30.6.15	0.0036
ガス焚きボイラ	ng-TEQ/㎥N			H30.5.17	H30.6.15	0.0000066
平　均	ng-TEQ/㎥N					0.00064123

（2）ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素等）濃度測定に係る測定位置、採取・結果日、測定結果

測定位置（回数）：除去設備出口（除湿塔出口）（年2回）

区　　分		法規制値	協定値	第１回	第２回
採取年月日				H30.6.7	
結果年月日				H30.7.12	
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.001未満	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	0.2未満	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	6	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0.2未満	
硫化水素	ｐｐｍ	―	―	15	

測定位置（月）：　No.１ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	5	2	7	9	4	7	10	6	8	11	9	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	8	8	7	9	9	9	9	8	11	12	11	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定位置（月）：　No.２ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.001	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	7	6	10	9	7	9	10	8	10	15	11	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	8	6	7	7	8	8	9	10	14	14	12	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定位置（月）：　No.３ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	9	6	11	9	7	9	11	9	9	13	10	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	7	6	6	7	7	8	7	10	12	12	10	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定位置（月）：　No.４ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	5	3	4	8	4	3	13	4	6	8	8	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	10	9	6	13	9	7	16	8	11	13	10	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定位置（月）：　No.５ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	3	4	9	8	5	2	11	7	8	14	11	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	8	9	10	10	9	6	13	9	12	13	10	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定位置（月）：　ガス焚きボイラ（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	5	2	8	9	5	6	11	7	9	15	13	
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	12	10	9	9	10	9	10	14	15	15	14	
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	